

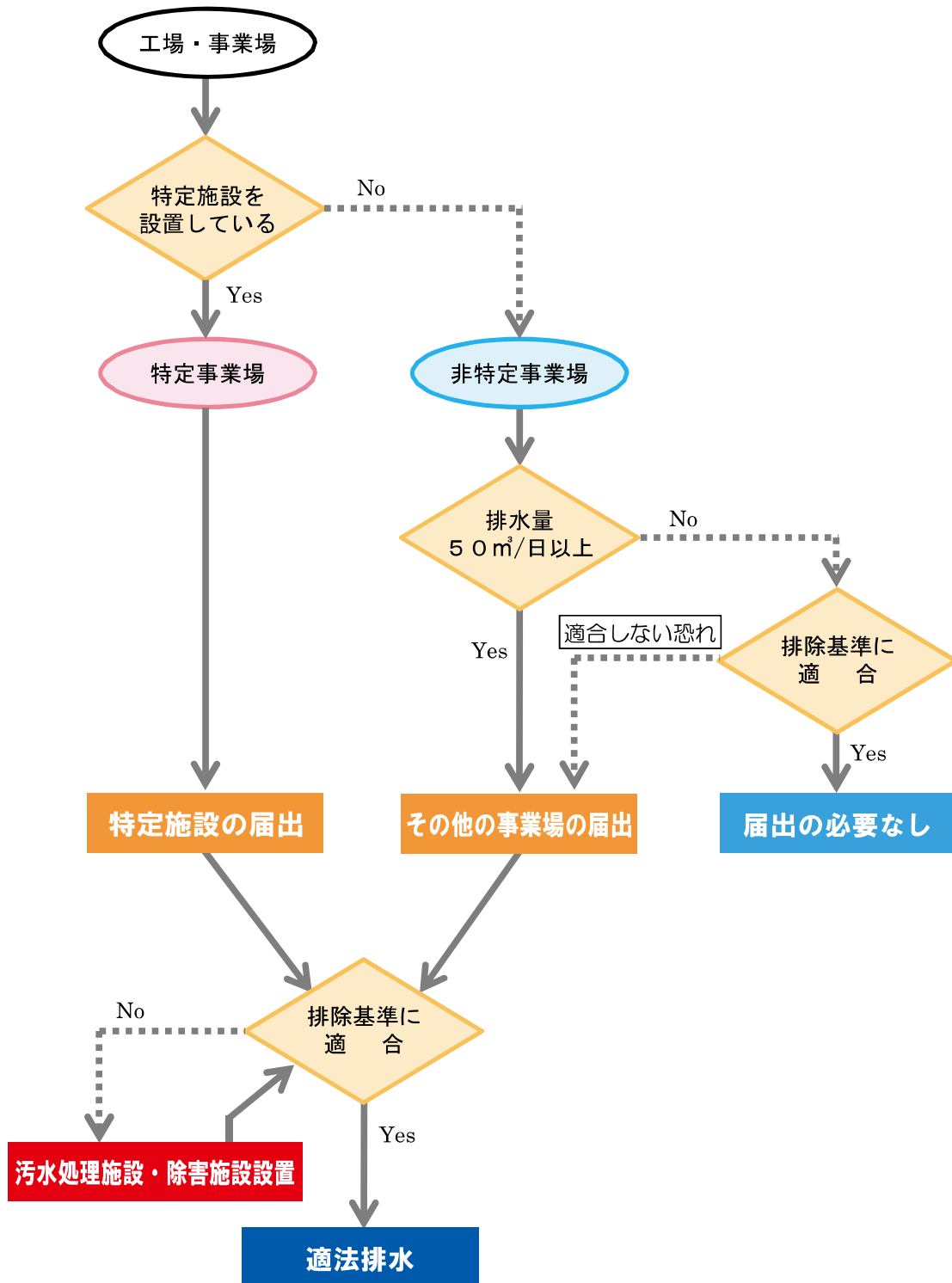
工場・事業場の皆さまの

下水道使用の手びき



新潟市下水道部

下水道使用に伴う工場・事業場の届出早見表
(届出や除害施設が必要か)



目 次

1	はじめに	1 頁
2	下水を排除する場合のきまり	2 頁
3	特定施設と特定事業場	2 頁
4	除害施設	2 頁
5	下水排除基準	3 頁
6	届出の義務	5 頁
7	下水道に接続する際の注意	8 頁
8	水質の測定義務と報告義務	8 頁
9	水質管理責任者制度	9 頁
10	立入検査・改善命令	9 頁
11	特定施設一覧表	10 頁

1

はじめに

新潟市は、信濃川・阿賀野川をはじめとした水辺の自然環境に恵まれた、田園と共生する都市として大きく発展しています。

下水道は、生活排水や工場・事業場排水を下水処理場できれいな水にして川や海へ流しています。また、快適な都市環境のためにも欠かせない施設であることから、新潟市では下水道整備に積極的に取り組んでいます。そして、清らかな水辺を守り、実り豊かな環境を次世代へ引き継いでいこうと考えています。

しかし、下水道は、どんな汚水も浄化できるわけではありません。工場・事業場排水に有害物などが含まれていると、下水道施設を傷めたり、下水処理場の浄化能力を低下させたりします。その結果、川や海を汚してしまうことにもつながります。

これを防ぐために、下水道法や新潟市下水道条例などでルールが定められています。

このパンフレットは、工場・事業場の皆さまが下水道を使用される場合の、いろいろなルールを説明したものです。

2

下水を排除する場合のきまり

下水道へは、どんなものでも流せるわけではありません。

例えば、**酸性**の強い下水は、下水管のコンクリートを腐食させます。**重金属やシアンなどの有害物及び酸・アルカリ類**を含む下水は、下水処理場で下水を処理する微生物の働きを弱め、処理能力を低下させます。また、**油脂類**をはじめとする高濃度の**有機物や浮遊物**は、下水管を詰まらせたり、下水処理にかかる負担を大きくします。

このほか**重金属類**は処理場から発生する汚泥に濃縮・蓄積されるので、汚泥を埋め立て処分したり再利用するのが難しくなります。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保つため、**下水道法及び新潟市下水道条例**では、**下水排除基準**を定めています。

工場・事業場は、この排除基準を超える水質の下水を流すことはできません。排除基準を超える恐れのある下水は、**汚水処理施設（除害施設）**を設置するなど、何らかの対策をしてから下水道に流さなければなりません。

これらの工場・事業場のうち、法律で定められている**特定事業場及び除害施設の設置を必要とする工場・事業場**に対しては、**下水道法**（以下「法」という。）**及び新潟市下水道条例**（以下「条例」という。）によって届出が義務づけられています。

以上のほかに、自社の下水の水質を測定する義務や除害施設等の維持管理状況について報告しなければならないなどのきまりがあります。

3

特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に対し、被害を及ぼす恐れのある物質を含んだ汚水を排出する施設であって、**水質汚濁防止法施行令**および**ダイオキシン類対策特別措置法施行令**で定められたものをいいます。10頁以降の一覧表をご覧ください。

また、この特定施設を設置している工場・事業場を**特定事業場**といいます。

工場・事業場が特定事業場であるかどうかによって、届出の種類、水質測定の義務、罰則などが異なります。特定事業場は、一般の事業場（非特定事業場）に比べて、重い義務と責任があります。

4

除害施設

除害施設とは、悪質下水を下水排除基準内の水質まで処理する施設をいいます。

特定事業場に該当しない一般の事業場でも、排水の水質が下水排除基準に合わなければ、除害施設を設置しなくてはなりません。

工場・事業場からの排水に対しては、排除基準が定められています。
具体的な排除基準は次頁の表のとおり、次のように二つに分けられています。

(1) **除害施設設置基準**（法第12条、法第12条の11、条例第11条）

継続して公共下水道を使用する工場・事業場の全てを対象としています。下水の水質がこの基準を超える場合は、**除害施設の設置**をしなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、**監督処分**（法第38条第1項）の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます。（法第46条）

(2) **直罰基準**（法第12条の2、条例第10条）

この基準は特定事業場に適用され、この基準を超えた場合、直ちに処罰されることがあります。（法第46条の2）

なお、カドミウム・シアンなどの有害物質（処理困難物質）については、**排水量に関係なく**、それ以外の項目については、**排水量50m³/日以上**の工場・事業場が対象となります。

排除基準を超えないようにするには

排水の水質が基準値を超えないようにするためには、まず次のことについて検討してみてください。

- ア 製造方法、工程等を工夫する。
- イ 薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- ウ 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても排除基準を超える場合は、**汚水処理施設（除害施設）**を設置しなければなりません。



下水排除基準

令和6年12月11日現在

対象物質・項目・単位	対象者	特定施設の設置者		特定施設を設置していない者		
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	
処理困難物質	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物 (mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下	
	有機リン化合物 (mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下	
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1以下	1以下	1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3以下	3以下	3以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	チウラム (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	シマジン (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	10以下	10以下	10以下	10以下	
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8以下	8以下	8以下	8以下	
	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10以下	10以下	10以下	10以下	
	生活環境項目	クロム及びその化合物 (mg/L)	2以下	2以下	2以下	2以下
		フェノール類 (mg/L)	5(1)以下	5(1)以下	5(1)以下	5(1)以下
		銅及びその化合物 (mg/L)	3(2)以下	3(2)以下	3(2)以下	3(2)以下
		亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2以下	2以下	2以下	2以下
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)		10以下	10以下	10以下	10以下	
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)		10以下	10以下	10以下	10以下	
処理可能項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	380未満 (125未満)	—	
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600未満 (300未満)	—	600未満 (300未満)	—	
	浮遊物質(SS) (mg/L)	600未満 (300未満)	—	600未満 (300未満)	—	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超える (5.7を超える)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超える (5.7を超える)	
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類 (mg/L)	30以下	—	30以下	—
	温度 (°C)	45未満 (40未満)	—	45未満 (40未満)	—	
	ヨウ素消費量 (mg/L)	220未満	—	220未満	—	

(備考) 1. アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、BOD、SS、pH、温度に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用することができる。

2. 〇内は直罰基準である。
- 2以外は除害施設設置基準である。
- ほう素について次の事業場は以下のとおり暫定基準が適用される。
旅館業(温泉を利用するものに限る。): 当分の間
ほうろう鉄器製造業、金属鋳業、電気めっき業: 令和7年6月30日まで
- ふっ素について次の事業場は以下のとおり暫定基準が適用される。
旅館業(温泉を利用するものに限る。): 当分の間
ほうろう鉄器製造業、電気めっき業: 令和7年6月30日まで
- 総クロムについては10m³/日以上で直罰基準となる。
- 銅及びフェノールに係る()内の数値は、信濃川水域に係る処理区域内に適用する。
- 亜鉛について、電気めっき業の事業場は令和11年12月10日まで4mg/Lの暫定基準が適用される。
- アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量について次の事業場は令和7年6月30日まで暫定基準が適用される。
畜産農業、貴金属製造・再生業、シリコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業
- 六価クロムについて、電気めっき業の事業場は令和9年3月31日まで0.5mg/Lの暫定基準が適用される。

届出の義務

工場・事業場の皆さまは、下水道を使用する場合、いろいろな届出が必要です。届出を怠ると、重い罰則が課せられることもあります。届出もれのないよう、じゅうぶん注意してください。

なお、届出関係の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます。

(1) 特定施設に関する届出

届出の種類	届出を要する場合	提出期限
特定施設設置届	特定施設を 新しく設置 しようとする場合 (法第12条の3第1項)	設置の 60日前
特定施設の構造等変更届	特定施設の届出者が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量や水質などを 変更 しようとする場合 (法第12条の4)	変更の 60日前
特定施設使用届	使用している施設が 新たに特定施設に指定 された場合 (法第12条の3第2項)	特定施設に指定された日から 30日以内
	特定施設のある事業場が 新たに下水道を使用 する場合 (法第12条の3第3項)	使用することになった日から 30日以内
氏名変更等届	特定施設の届出者が、 氏名、住所、事業場の名称、所在地を変更 した場合 (法第12条の7)	変更の日から 30日以内
特定施設使用廃止届	特定施設の使用を 廃止 した場合 (法第12条の7)	廃止の日から 30日以内
承継届	届け出をした事業主から特定施設を譲り受けたり借り受けたりして 承継 した場合 (法第12条の8)	承継の日から 30日以内

(注) 特定施設設置届及び特定施設の構造等の変更届については、**この届出が受理された日から60日後でなければ工事を始めることができません。**(法第12条の6)

何らかの理由で工事を急ぐ場合は、期間短縮の申請をしてください。

また、届出の内容によっては、計画の変更又は廃止を命じられることがあります。(法第12条の5)

(2) 事故時の措置（法第12条の9）

特定事業場から、次の表の有害物質又は油が公共下水道に流出する事故が発生したときは、直ちに流出停止のための応急措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を新潟市に届け出てください。

なお、応急の措置を講じていない場合は、応急の措置を講じるよう命じられることがあります。

有害物質	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
油	原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

(3) 公共下水道使用開始（変更）の届出（法第11条の2）

工場・事業場の皆さまが下水道を使用するにあたり、次のいずれかに該当する場合は、排水設備等工事竣工届とは別に、公共下水道使用開始届も提出してください。

ア 1日の最大排水量が50m³以上の下水を排除しようとする場合

イ 4頁の下水排除基準値を超えて下水を排除しようとする場合

ウ 特定事業場が下水を排除しようとする場合

エ 上記の届出をした工場・事業場で、下水の量又は水質を変更しようとする場合

(4) 除害施設の設置に関する届出（条例第13条）

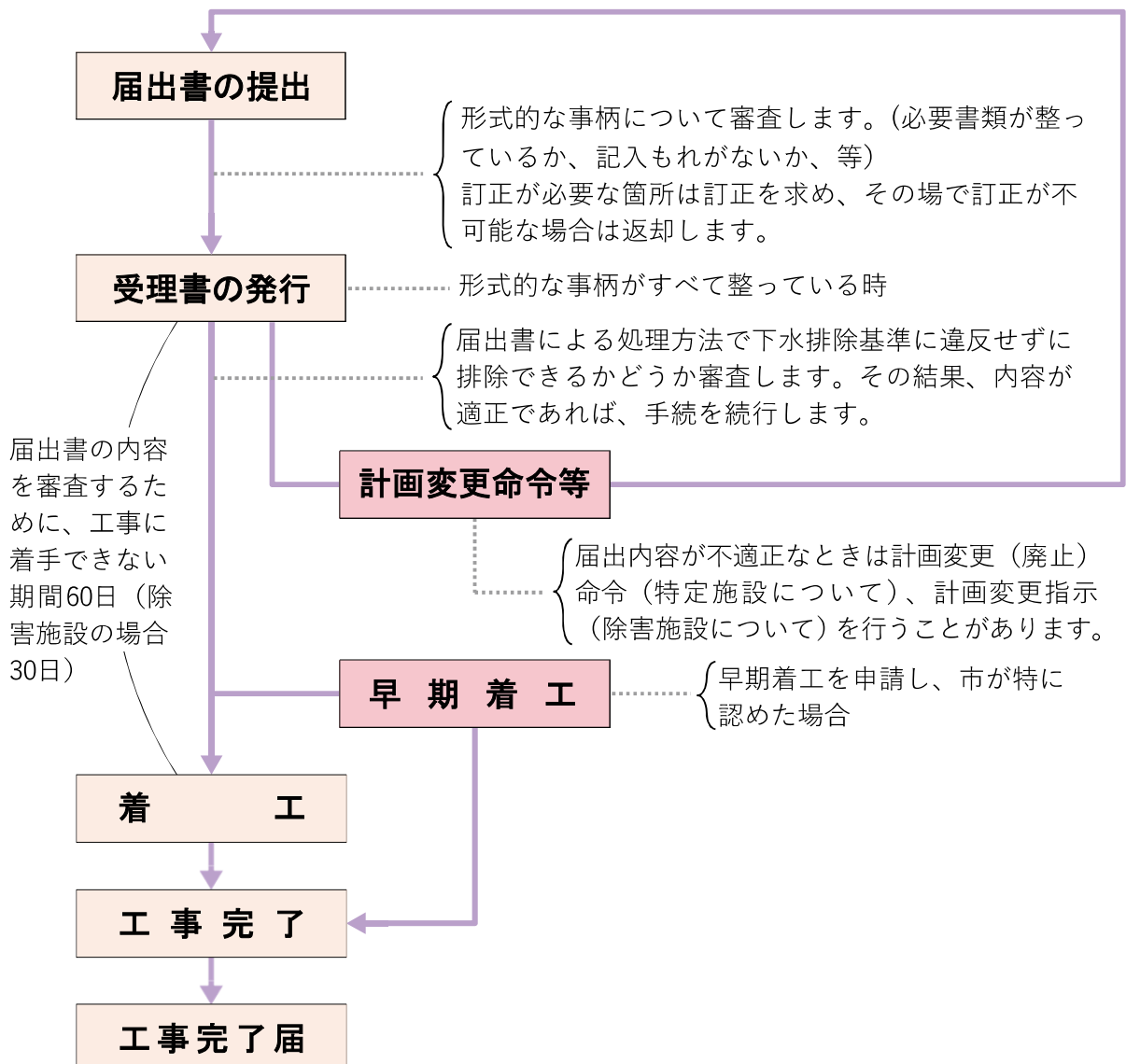
届出の種類	届出を要する場合	提出期限
除害施設設置（新設・変更）届	除害施設を新しく設置又は変更しようとする場合	新設・変更しようとする 30日前
除害施設使用届	除害施設のある事業場が 新たに下水道を使用 する場合	使用することになった日から 30日以内
除害施設使用中止（廃止）届	除害施設の使用を 一時休止又は廃止 した場合	使用廃止の日から 30日以内
除害施設氏名変更届	除害施設の届出者が 氏名、住所、事業場の名称、所在地を変更 した場合	そのつどすみやかに
除害施設承継届	届け出をした事業主から除害施設を譲り受けたり借り受けたりして 承継 した場合	そのつどすみやかに
除害施設設置等工事竣工届	除害施設の工事が 竣工 した場合	竣工後すみやかに

(5) (1)～(4)の届出・連絡先

提出先	所在地
下水道管理センター施設管理課 水質係	〒950-1146 中央区太右エ門新田1422-3

(6) 届出の順序

特定施設及び除害施設を設置し、又は変更しようとするときの届出の手続きは次の順序に従って行ってください。



7

下水道に接続する際の注意

下水の排除方式には**分流式**（雨水、汚水を別々の下水管で流すもの）と**合流式**（雨水、汚水を同一の下水管で流すもの）があります。地域によって異なりますので、接続の際にはじゅうぶん注意してください。

また、直罰基準値（4頁の青色部分）が適用される特定事業場については、排水が常時採水できる**特定汚水ます**（蓋に「**特定汚水**」と表示）を新潟市が公道上に設置します。

8

水質の測定義務と報告義務

(1) 水質の測定義務（法第12条の12、条例第14条）

特定施設又は除害施設を設置された工場・事業場の皆さまは、公共下水道に排除する下水の**水質を測定し、その結果を記録し、保存**しておかなければなりません。

ア 下水道法では、特定事業場の水質測定回数について、次のように定めています。

- ・ 温度、水素イオン濃度（pH）については1日に1回以上
- ・ 生物学的酸素要求量（BOD）については14日に1回以上
- ・ ダイオキシン類については1年に1回以上
- ・ その他の項目については7日に1回以上

ただし、新潟市では、水質の測定回数については、次表に示す回数を行うよう指導しています。

測定項目区分	排水量の区分		
	10m ³ /日未満	10～50m ³ /日	50m ³ /日以上
処理困難物質	6か月に1回以上	3か月に1回以上	1か月に1回以上
処理可能項目	1年に1回以上	6か月に1回以上	3か月に1回以上

※測定項目区分については、4ページの排除基準を参照。

ダイオキシン類については、上の表にかかわらず1年に1回以上。

排除基準の設定があり、排出の恐れがある項目を測定。

イ 測定方法は、**下水の水質の検定方法に関する省令に定められた方法**で行ってください。

ウ 測定のための試料は、測定する下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。

エ 試料の採取は、排水口ごとに、下水道に流入する直前で行ってください。

オ 測定結果は、所定の水質記録表に記録し、**5年間保存**してください。

(2) **報告義務**（法第39条の2、条例第15条）

次のいずれかに該当する工場・事業場は、下水道を適正に管理するため、事業場の状況、除害施設又は下水の水質等について、新潟市に報告していただく場合があります。

- ア 特定事業場
- イ 使用開始等の届出を必要とする水質の下水を排除する事業場
- ウ 除害施設を設置している一般の事業場

9 水質管理責任者制度

特定施設又は除害施設を設置された工場・事業場の皆さまが、これらの施設を適正に管理し、排除基準を順守されるよう、**水質管理責任者制度**があります。

特定施設又は除害施設を設置された工場・事業場の皆さまは、**水質管理責任者**を選任し、**水質管理責任者の選任（変更）届**を提出してください。（条例第12条）

水質管理責任者は、次のような業務を行います。（条例施行規則第12条）

- (1) 特定施設の使用方法、汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。
- (2) 除害施設の維持管理及び運転管理に関すること。
- (3) 特定施設及び除害施設の届出に関すること。
- (4) 公共下水道に排除する下水の量及び水質を測定し、それらを記録すること。
- (5) 除害施設から発生する汚泥の処理・処分にに関すること。
- (6) 施設の事故時及び緊急時の措置に関すること。

10 立入検査・改善命令

(1) **立入検査**（法第13条）

新潟市では、公共下水道の機能保全及び下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、随時、工場・事業場への立入検査を実施しています。その際、特定施設、除害施設、汚水の処理方法などについての調査や、必要に応じて、採水分析を行っています。

(2) **改善命令**

ア **直罰基準**が適用される**特定事業場**については、立入検査時などに、基準に適合しない下水を排除する恐れがあると認めた場合には、**特定施設の構造・使用の方法などの改善**や**下水排除の停止**などの**命令**を行うことがあります。（法第37条の2）

イ **除害施設設置基準**が適用される工場・事業場については、立入検査時などに基準に適合しない下水を排除するなど下水道法令に違反した場合には、それを是正するのに必要な措置をとるよう命令をすることがあります。これを**監督処分**といいます。（法38条第1項）

ウ ア、イいずれの場合も、これに従わない場合は、罰則（懲役又は罰金）が適用されます。（法第46条）

エ ア、イ以外にも、改善等の指導は、口頭、注意書、警告書などで、必要に応じて行います。

水質汚濁防止法特定施設

 市内の主な特定施設

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次の掲げるもの (イ)豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く) (ロ)牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く) (ハ)馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ニ)精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設

17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設

28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	メタン誘導品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業 (石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製作される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール及びイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ)プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業 の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設

38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）脱酸施設（ロ）脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）洗浄施設（ロ）抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）原料処理施設（ロ）石灰づけ施設（ハ）洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）原料処理施設（ロ）脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）水洗施設（ロ）ろ過施設（ハ）ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設（ニ）廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）動物原料処理施設（ロ）ろ過施設（ハ）分離施設（ニ）混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ）（ホ）廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）脱塩施設（ロ）原油常圧蒸留施設（ハ）脱硫施設（ニ）揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設（ホ）潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）洗浄施設（ロ）石灰づけ施設（ハ）タンニンづけ施設（ニ）クロム浴施設（ホ）染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）研磨洗浄施設（ロ）廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの（イ）抄造施設（ロ）成型機（ハ）水養生施設（蒸気養生施設を含む）

55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)還元そう (ロ)電解施設(熔融塩電解施設を除く) (ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く) (イ)沈でん施設 (ロ)ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)
66の3	旅館業の用に供する施設のうち、温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用する入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く)

66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く)に設置されるちゅう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの(イ)ちゅう房施設(ロ)洗浄施設(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣蓄取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く)(イ)卸売場(ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの(イ)洗浄施設(ロ)焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く) 3. 学術研究(人文科学のみに係るものを除く)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(1・2に該当するものを除く) 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設

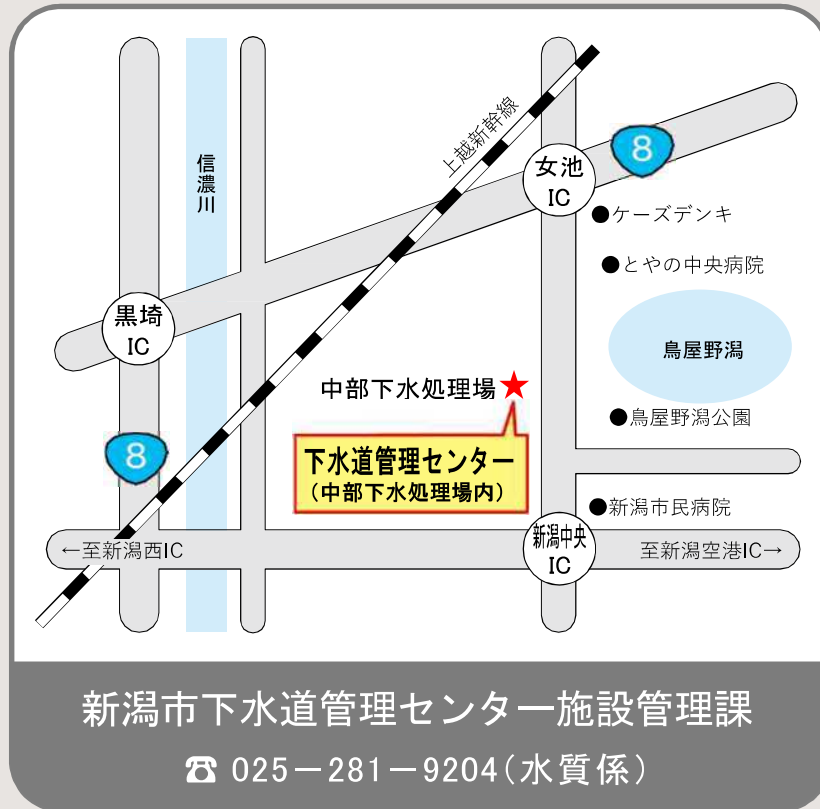
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう)のうち、次に掲げるもの(イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項のただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しないものを除く)をいう)が設置するもの(ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く)
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)
72	屎尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下の屎尿浄化そうを除く)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設(前2号に掲げるものを除く)

ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)または亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ)硫酸濃縮施設(ロ)シクロヘキサン分離施設(ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ)水洗施設(ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの(イ)ろ過施設(ロ)乾燥施設(ハ)廃ガス洗浄施設

10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造 の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	ジオキサジンバイオレットの製造 の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造 の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉 (火床面積 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの)から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 (廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設)
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項、及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設 (第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の 処理施設 (前号に掲げるものを除く。)

特定施設、除害施設の設置、その他工場・事業場排水に関しては、
下記にお問い合わせください。



発行元

新潟市下水道部下水道管理センター 施設管理課

〒950-1146 新潟市中央区太右エ門新田^{たうえもんしんでん}1422番地3

Tel 025 (281) 9204 (水質係)

Fax 025 (284) 5849

令和6年12月発行